

ふじみ野市子ども・子育て会議条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、ふじみ野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第72条第1項に掲げる事務に関する事。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、ふじみ野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務に関する事。</p> <p>(3) (略)</p>

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1号に規定する事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(法第21条の5の7第11項の規定によりセンターが利用者の保護者に代わり法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費を受領する場合は、当該障害児通所給付費の額を控除して得た額)</p> <p>(2) 第2条第2号に規定する事業 法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(同条第3項の規定によりセンターが利用者に代わり同条第1項に規定する障害児相談支援給付費を受領する場合は、当該障害児相談支援給付費の額を控除して得た額)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1号に規定する事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(法第21条の5の7第11項の規定によりセンターが利用者の保護者に代わり法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費を受領する場合は、当該障害児通所給付費の額を控除して得た額)</p> <p>(2) 第2条第2号に規定する事業 法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(同条第3項の規定によりセンターが利用者に代わり同条第1項に規定する障害児相談支援給付費を受領する場合は、当該障害児相談支援給付費の額を控除して得た額)</p>